

## 産業支援センターせと協賛団体規約

### ■目的

#### <第1条>

この規約は、産業支援センターせと（以下、センター）が設置する協賛団体制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本センターに対する協力と理解を高めることにより、センターの事業活動の維持に資することを目的とする。

### ■資格

#### <第2条>

協賛団体の資格を有する者は、産業振興に資する者で、かつ、本センターの趣旨に賛同し、センターの事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

### ■加入

#### <第3条>

協賛団体の加入にあたっては、協賛団体入会申込書に必要な事項を記載し、会費を添えてセンターに提出するものとする。

### ■会費

#### <第4条>

協賛団体の会費については、次のとおり定める。

1. 協賛団体は、年会費を納入するものとする。
2. 会費の額は、5,000円を納付するものとする。

### ■特典

#### <第5条>

協賛団体は次の特典を有する。

1. センターが主催する事業への参加
2. センターが作成又は発行する資料の享受
3. センターの施設及びサービスの利用
4. その他第1条の目的を達成するために必要な事業

### ■その他

#### <第6条>

協賛団体について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、センターを運営する瀬戸市地域産業振興会議で決定する。

付則：この規約は、平成17年10月27日より施行する。

この規約は、平成30年5月22日より施行する。